

日本ボーイスカウト神奈川連盟横浜地区
横浜第 125 団育成会規約(改正)

第 1 条 (名称および事務局)

本会は、日本ボーイスカウト神奈川連盟横浜地区横浜第 1 2 5 団育成会(以下「本会」という)と称し、その事務局を育成会長宅に置く。

第 2 条 (目的)

本会は、ボーイスカウト日本連盟教育規定の目的及び方針に従い、日本ボーイスカウト神奈川連盟横浜地区横浜第 1 2 5 団(以下「1 2 5 団」という)の健全なる育成に協力し、これに必要な資金等の援助を行う事、ならびに団の存続を維持する事を主たる目的とする。

第 3 条 (事業)

本会は、前条の目的達成のために、次の事業を行う。

- (1) 団委員会の役目を行うため、団委員を選任し、団委員会を構成する。
- (2) 団主催行事の協力、援助。
- (3) 団運営に要する資金調達。
- (4) ボーイスカウト運動の普及活動への援助、助成。

第 4 条 (会員)

本会の会員は、スカウト全員の保護者、スカウトのいない団委員・各隊指導者また、育成会長が特に認めた者を以って構成する。

第 5 条 (会費)

会員は、別途「横浜第 1 2 5 団育成会会計規約」の定める会費を納入する。

第 6 条 (退会)

会員が、退会する場合は、理由を付して退会届を団委員長経由、育成会長に提出するものとする。

第 7 条 (役員およびその職務)

(1) 本会には、次の役員を置く。

- ① 会 長 (1名) 本会を代表して会務を執行し、また幹事会を開催する。
- ② 副会長 (1名) 会長を補佐する。
- ③ 会 計 (1名) 本会の経理を担当する。
- ④ 幹 事 (若干名) 各グループの正幹事。
- ⑤ 監 査 (1名) 本会の経理を監査する。

(2) 役員を選出は、会員の互選により行う。

(3) 役員の任期は、1年とし再任を妨げない。

日本ボーイスカウト神奈川連盟横浜地区
横浜第 125 団育成会規約(改正)

第 8 条 (事業および会計年度)

本会の活動および会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第 9 条 (総会)

総会は、原則として毎年4月に年次総会を開催する。また、必要に応じて会長の要求により、臨時総会を開催することができる。

尚、第 10 条の要件を満たせば、育成会総会を団総会と兼ねて開催することができるものとする。

第 10 条 (総会の成立と議決)

(1) 総会の定足数は、会員の過半数(委任状を含む)とする。

(2) 総会の議決は、出席者の多数決による。

但し、本規約の改廃は、会員の3分の2以上の同意を必要とする。

第 11 条 (総会の議決と承認事項)

次の事項は、年次総会にて審議し決定する。

①本会の前年度事業報告ならびに決算報告と承認、および
新年度事業計画ならびに予算の承認。

②団委員の選任。

③本規約の改廃。

④横浜 125 団育成会会計規約の改廃。

⑥ その他重要事項。

第 12 条 (規約の改廃)

本規約の改廃は、総会において決める。

第 13 条 (規約の施行)

本規約は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。